#### 2023(令和5)年度 人権啓発冊子

## ~だれもが しあわせにくらせる社会/

別府市長賞

令和四年度 別府市小・中学生「人権ポスター」

別府市立青山中学校 ニ

#### ~「ヒューマンライツ」の作成にあたって~

人権とは、幸せに生きるための権利で、私たち一人ひとりが生まれながらに持つものです。 まず大人が、自分の人権も他者の人権も大切にできる力を身につけ、さらに子どもたちがその力を 身につけるよう、学校・家庭・地域が連携し、育んでいくことは、私たち大人の責任でもあります。 今回の「ヒューマンライツ」は、2016(平成28)年度に施行された「部落差別解消推進法」や「本人通知制度」等について掲載しています。

私たち一人ひとりが、人権の問題を自分の問題として考え、差別を見ぬく力を養い、差別をせず、 差別をなくしていく一人になれるよう、一緒に考える機会になればと思います。

### 感染症に関する差別を解消するために

新型コロナウイルス感染症については、感染への恐怖や不安から、無意識のうちに感染者やその家族、濃厚接触者や医療関係者などを差別していることもあります。今一度、新型コロナウイルス感染症に関する差別について考えてみましょう。

A ちゃん咳をしてた からコロナかもね。 そばに寄らないで ほしいな!



#### ~感染者とその家族に思いやりを~

感染者や濃厚接触者を過剰に避けたり、非難したりする差別や偏見が生まれています。ウイルスには誰でも感染する可能性があります。また、感染者さがしは、感染した人やその家族、関係者を苦しめることにつながるので、絶対にしないようにしましょう。相手の立場に立って、正しい知識をもとに行動しましょう。



サッカー部、コロナが 出て試合に出られなくなったらしいよ。誰がなっ たのか聞いてみよう! ~正しい情報を確認し、冷静な判断を~

感染者と同じ学校や大学、同じ地域の居住者というだけで差別・ 偏見の対象となることがあります。科学的根拠のない思い込みから起きる過剰な反応は控え、正しい情報を確認し、冷静な判断による行動をしましょう。新型コロナウイルスに感染した人やその関係者は、とても不安で辛い思いをしているかもしれません。もし自分だったら、どのように声をかけてもらいたいか考えてみましょう。

医療関係者の子どもは、 学校にこないでほしい!



#### ~医療従事者やエッセンシャルワーカーに感謝やエールを~

医療従事者やその家族に対する必要なサービスの提供拒否、行事への参加拒否などや、社会生活の維持に欠かせない業務に携わる人々への差別的な事例も多く発生しています。医療従事者やエッセンシャルワーカーに感謝の気持ちを持ち、エールを送りましょう。

#### ハンセン病患者・元患者・その家族に関する差別について

ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起こる感染症ですが、「らい菌」の感染力は弱く、非常に伝染しにくい病気です。仮に感染したとしても発病することは極めてまれで、現在では治療法も確立しているため、 万一発病しても、早期に発見し適切な治療を行えば後遺症が残ることもありません。

しかし、かつて我が国でとられた隔離政策により、ハンセン病は恐ろしいというイメージが助長され、ハンセン病患者・元患者やその家族は、社会からのいわれのない差別や偏見の対象となってきました。

隔離するための法律は廃止されましたが、この病気に対する偏見や差別はなくなっておらず、今も元患者やその家族は苦しんでいます。同じ過ちを繰り返さないために、偏見や差別のない社会を実現するために、この問題について、理解を深める必要があります。

1931 (昭和6)年に「らい予防法」が成立した頃から、各都道府県は、ハンセン病患者が一人もいないことをめざし、競って患者を療養所へ入所させるという「無らい県運動」を行いました。この運動は戦後にも継続され、ハンセン病が「恐ろしい伝染病」だという誤った認識を社会に植え付け、患者やその家族に対する偏見や差別を強いものにしました。

### だれもが、ともに気もちよく暮らせる社会にしましょう

## 

## 「部落差別解消推進法」

正式名称:「部落差別の解消の推進に関する法律」2016(平成28)年12月16日施行

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って、部落差別に関する状況の変化が生じ ていることを踏まえ、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としており、国及び地方公 共団体の責務を定め、相談体制の充実や教育及び啓発の推進、部落差別の実態に係る調査を行うこととしています。

Q: あなたのお子さんが被差別部落の人と結婚するとしたら、あなたはどうしますか。

【 2020 (令和 2) 年度別府市市民意識調査より 】

- ■反対するが、本人の意思が強ければやむをえない
- ■わからない
- ■不明・無回答
- ■被差別部落の人かどうかは関係ない、そのことで反対などしない ■できれば被差別部落の人でない方がよいが、反対はしない
  - ■絶対に反対する
  - ■部落差別問題(同和問題)を知らない

41.9 25.3 1.9 <mark>2.4</mark>



差別意識は、自分と密接に関係することが起きた時に、現れてきます。 結婚、土地や住宅の購入など

身内の結婚に際して、相手が「被差別的落の人かどうかは関係ない、そのことで反対などしない」が41.9%と一番 多くなっています。しかし、「できれば被差別部落の人でない方がよいが、反対はしない」「反対するが、本人の意思が 強ければやむをえない」という消極的賛成の人は26.1%、また、「絶対に反対する」が2.4%と、被差別部落出身者 との結婚を歓迎しない人が4人に1人以上はいるという結果が出ています。この結果から、市民の間にも差別意識が残 っており、いまだに部落差別が解消されていないことがうかがえます。

☆ 差別に苦しんでいる人が話をしてくれたら・・・

「私は気にしないよ。」と言って話をすぐに終わらせず、その人の思いをたくさん聞いて「差別する方がおかしい。 まちがっている。学習して一緒に差別をなくしていきましょう。」と支える側に立ちましょう。

#### だからこそ、学習が必要です!

- インターネットなどの情報については、「その人の人権が守られているか」とい う見方をしましょう。
- 部落差別問題をはじめとするさまざまな人権問題について、正しい知識を持 ち、自分の事として考えましょう。

## 「障害者差別解消法」

正式名称:「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」2016(平成28)年4月1日施行

こんなことが起きています(内閣府リーフレットより)

- ① 車椅子でお店に入ろうとしたら、入店を断られた。
- ③ スポーツクラブや習い事の 教室などで、障がいがあること を理由に入会を断られた。
- ④ 災害時の避難所で、聴覚障がいの人がいると管理者に伝えたのに、必要な情報が音声でしか伝えられなかった。

② アパートの契約をするとき、「私 には障がいがあります」と伝える と、部屋を貸してくれなかった。



⑤ 役所の会議に呼ばれたのでわかりや すく説明してくれる人が必要だと伝え ていたが、対応してもらえなかった。

#### 「障害者差別解消法」では

「不当な差別的取扱い」の禁止(上の①②③)、「合理的配慮」の提供(上の④⑤)が求められています。

#### 合理的配慮の具体例

- ☆ 障がいのある人の障がいの特性に応じて座席を決める。
- ☆ 意思を伝え合うために、絵・写真・カード・タブレット端末などを使う。
- ☆ 障がいのある人から「自分で書類を書き込むのが難しいので代わりに書いてほしい」と伝えられた時、 代わりに書くことに問題がない書類の場合は、その人の意思を十分に確認しながら代わりに書く。
- ☆ 段差がある場合に、スロープなどを使って補助する。

「障がい」はその人自身にあるのではなく、「社会」の側にあるという考え方をもとに、障がいのある人の意思を尊重した対応をすることで、差別をなくし、誰もが暮らしやすい社会をつくっていきましょう。

## 「ヘイトスピーチ解消法」

正式名称:「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進 に関する法律」 2016 (平成28) 年6月3日施行

こんなことが起きています(法務省が示したヘイトスピーチの例)

脅迫的な言動

「本邦外出身者」とはこの法律において「本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者またはその子孫であって、適法に居住するもの」と表現されています。

特定の国・地域の出身者 を蔑称で呼ぶような著 しく侮辱する言動

地域社会からの排 除をあおる言動

「ヘイトスピーチ」とは「差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し、または著しく侮蔑するなど、地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」をいい、人種差別・民族差別に当たります。

ヘイトスピーチの言葉や看板等の表現を鵜呑みにすると、差別意識を植え付けられてしまう恐れがあります。不特定多数に差別意識を広げることが、ヘイトスピーチをする人たちのねらいなのです。

国連では2001(平成13)年に「人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動員の国際年」を定めていますが、ヘイトスピーチがいかに人を傷つけるものか、差別意識をあおり、著しく侮辱することがいかに不当なことか国際的にも明らかです。

国内では、ヘイトスピーチの抑止を目的とした条例を制定した自治体があります。2019 (令和元) 年 12 月 12 日には、川崎市において全国で初めて罰則を盛り込んだ条例が成立されました。また 12 月 27 日には、大阪市が条例に基づき、ヘイトスピーチに当たる街宣活動をしたとする政治団体をホームページ上で公表しました。

困ったときの 相談窓口

みんなの人権 110 番 (平日 8:30~17:15 受付) ナビダイヤル 0570-003-110

### 別府市人権啓発センター

別府市人権啓発センターは、本市の人権啓発の拠点として、また、 市民の人権学習の場として設置しています。

・ 部落差別問題をはじめとする人権問題に関連して、

様々な相談を受け付けています。

書籍・視聴覚ソフトの貸し出しを受け付けています。

(QR コードはこちら⇒) 会議室等、施設の貸し出しを行って います。



下記のような施設となっております。

各種講座・教室を開講しています。

設備概要	主要施設:会議室・多目的室・調理室・多目的トイレ・受付・相談室
	○入口及び玄関にスロープ設置、館内はバリアフリー (段差なし)、盲導犬同伴可
所在地	〒874-0919 別府市石垣東10丁目7番5号(電話:0977-23-6163)
アクセス	【車】九州横断道路入口より約3分、JR 別府駅より約10分
	【バス】JR 別府駅東□⇒24 番新港町・鉄輪経由 APU 線または 51 番 APU 線
	「娘田」バス停下車、徒歩約1分

なお、人権啓発センターでは、下記の「本人通知制度」に係る受付も行っています。



## 登録していますか?

## 「本人通知制度」

現在の法律では、行政書士や弁護士などの資格を持つ人は、職務上の必要性から他人の戸籍や住民票を取ることができ個人情報を得ることが可能です。しかし、これを悪用した事件が各地で発生しており、その依頼内容は結婚等に際しての身元調査が大半でした。この身元調査の背景には、いまだに残る被差別部落出身者に対する根深い偏見や差別意識があります。他者の人権を侵害する目的で、あるいは人権侵害と認識せずに調査会社等に依頼することは大きな問題です。県内においても2017(平成29)年に住民票と戸籍謄本の写しなどの不正取得事件が起きました。この事件は「本人通知制度」によって発覚しました。

#### 「本人通知制度」に登録し、 悪質な人権侵害を防ぎましょう。

いつ、私の住民票が取られたのだろう?

「本人通知制度」とは、自治体が住民票の写しや戸籍謄抄本等を本人の代理人や第三者に交付した場合、事前に登録した方に対して、その交付した事実を通知するものです。



市役所の市民課・各出張所 に申請書があります。身分 証明書があれば登録できま す。**登録期間…永年** 



本人・家族(住民票は同一世帯。戸籍は配偶者、同じ戸籍に記載されている方及び直系の方)以外の者が住民票・戸籍等を取得した場合に、その事実を本人に通知します。

※くわしい内容は、市民課 (TEL21-1135 直通) へお問い合わせください

## 令和四年度 別府市小・中学生「人権作文」

# 誰もが生きやすい世の中へ

別府市立北部中学校 安神もり 咲 t 恵 ぇ

がある。とても体が小さく、指が二・三本ずつしかない。そして知的障がい 私にはAちゃんという友達がいる。Aちゃんは生まれつき複数の障がい

がある。そのためAちゃんと話すことはできなかったがAちゃんは私を見つ

けると笑ってくれた。私はそんなAちゃんが大好きだ。

にのっていたAちゃんの前を男の子とそのお母さんが通った。すると男の子 ある日、Aちゃんのお母さんとAちゃんと公園で遊んでいると、車イスで、ネー

- あの子変なの―。 指も少ないし、 気持ちわるい―。

は指を差しながら

と言い、その男の子のお母さんも

と言った。私はそれを聞いたとき頭が真つ白になった。そして涙がでてきた。 「あんまり見ちゃだめよ!、いつ暴れだすか分かんないんだから。

すぐにAちゃんのもとに走ってかけよった。泣いてる私をなぐさめながら、

「ごめんね。きちんとした体に産んであげられなくて。

Aちゃんのお母さんはAちゃんに

と謝っていた。それを聞いて私は悔しかった。ただ公園にいただけのAちゃ

ける私を見て悲しそうな顔をしたAちゃんの顔が私は今でも忘れられな にも優しくAちゃん想いのお母さんが謝らなければならないのか。 んがなんでそんな心無い言葉を浴びせられなくてはいけないのか。こんな 泣き続

未来への一歩だと私は思う。

「場所取って邪魔なんだよ。

と言った。すると、車イスの男性は驚いた顔をしてあのときAちゃんが浮 かべた悲しそうな顔になった。そして次の駅で降りていった。Aちゃんのと

きのように車イスの男性は電車にのっていただけだった。なぜ私たちとない

も変わりない生活を送っているだけの人が傷つかないといけないのだろう。

私たちとAちゃんや車イスの男性とでは何が違うのだろうか。Aちゃんは

言葉を上手く話すことが苦手だ。私は絵を描くことが苦手だ。車イスの

男性は歩くことが苦手だ。私はダンスが苦手だ。これらに違いがあるのだ

ろうか。全てが完璧な人間なんていない。違いがあるからこその人間だ。

きない。だからお互いの違いを認め合い助け合うことが大切なのだ。 その違いを補い合えるのが人間だ。人間は一人で生きていくことなんてで

Aちゃんや車イスの男性に心無い言葉を浴びせた人たちは目に見えた

だ知っていてほしい。相手も同じ人間だということ、その人を大切に思う 明確な自分たちとの違いを受け入れることができなかったのだと思う。

しく温かい言葉を使ってほしい。それが誰もが生きやすい明るく美しい 発言に責任を持つてほしい。言葉は取り消せない。取り消せないのなら優 い方次第では、一言で人を笑顔にする力を持つ。言葉の力を知り自分の 人がいるということを。 言葉は大きな力を持つ。それは使い方によっては凶器となる。しかし使

すると一人の男性が 少し電車は混んでいたので車イスの分、少し詰めなければならなかった。 またつい先日のことだ。電車にのつていると車イスの男性がのつてきた。

Human Rights

別府市·別府市教育委員

別府市PTA連合会

下記へお寄せください。